平成２９年（フ）第９３９号
東京都立川市上砂町３丁目１番地の７リヴェール立川102
破産者　相坂千鶴代
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３６０号
東京都立川市幸町４丁目59番地の３ＳＡＮＹＯ　ＳＱＵＡＲＥ202号室
破産者　黒川　麻理
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６号
静岡県菊川市棚草29番地の７
破産者　有限会社フレンドリーホーム
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４４号
静岡県掛川市秋葉路29番地の３
破産者　株式会社Ｍａｒｓ　ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
北九州市八幡西区割子川２丁目14番11号
破産者　有限会社洞南自動車
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６０３号
北九州市小倉北区日明３－１－12
破産者　株式会社ＴＡＮ
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
千葉県南房総市安馬谷3153番地
破産者　川名まさ子
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第４０３号
静岡県御殿場市東田中856番地の18　鈴木ビル３Ｆ
破産者　株式会社ＳＳサポート
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４００号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目13番24号
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
大阪府泉南市信達大苗代1021番地の１
破産者　有限会社ライフサポート
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
岩手県下閉伊郡山田町船越第15地割３番地の218
破産者　有限会社下村海運
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２７４号
群馬県前橋市上細井町1211番地９
破産者　株式会社丸三角四角
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５４号
埼玉県川口市並木３丁目14番10号
破産者　株式会社橘
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
神戸市垂水区川原１丁目１番18号
破産者　フォーユーＪＡＰＡＮ株式会社
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４６号
神戸市垂水区川原１丁目１番18号、従前の住所兵庫県豊岡市日高町鶴岡464番地の３
破産者　内山　太志
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０号
茨城県水戸市千波町2770番地の43
破産者　株式会社ツカサ
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第７８８号
東京都武蔵野市境４丁目１番11号ガルテンＧＯＴＯ202
破産者　奈良　佳美
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２３７号
東京都渋谷区神山町２番８号
破産者　バンドウ商事株式会社
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２３８号
東京都清瀬市梅園３丁目14番72号聖家族ホーム
破産者　坂東　康博
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２６０号
東京都八王子市中野山王１丁目18番13号セントラルハイツ102号
破産者　川村　寛次
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２９５号
東京都東村山市美住町１丁目14番地22スカイハイツ久米川205
破産者　長原　正浩
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部